

盛岡市監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年 4 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 25 年 1 月 29 日付け 24 盛監第 97 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 教育委員会事務局及び教育機関に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛教総第 151 号

平成 25 年 3 月 29 日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市教育委員会
教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 1 月 29 日付け 24 盛監第 97 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 教育委員会事務局 総務課）

- (1) 随意契約に当たり、予定価格を定めていないなどの事例が 191 件全てで見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 期末手当の支給に当たり、扶養親族たる要件を喪失したにも関わらず、その基礎額に扶養手当分を加算して算定し、支給していたものが 1 件見られた。当該期末手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (4) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告の報告誤り及び報告漏れにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 随意契約について

ア 措置の内容

財務規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、決裁権者及び課員全員を指導した。

イ 原因及び再発防止策の内容

決裁権者及び担当職員が、小規模な修繕においては、予定価格を定める必要がな

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

いと誤認していたことが原因である。今後は、財務規則に基づき、予定価格を定める等適正な事務の執行を徹底し、再発防止に努める。

(2) 期末手当の返納について

ア 措置の内容

扶養親族たる要件を喪失したにも関わらず、その基礎額に扶養手当分を加算して算定し、支給した期末手当について、平成 25 年 2 月 4 日までに返納の措置を行った。

イ 原因及び再発防止策の内容

庶務担当者の認定基礎額の算定誤りが原因である。今後は、チェックリストを作成し確認を複数で行うことにより再発の防止に努める。

(3) 時間外勤務手当の返納について

ア 措置の内容

所属長の決裁を得ないで誤って支給した時間外勤務手当について、平成 25 年 3 月 8 日までに返納の措置を行った。

イ 原因及び再発防止の内容

本人及び決裁権者の確認不足が原因である。今後は、勤務命令時の確認を徹底するよう課員全員を指導するとともに、集計時の確認を本人、庶務担当者及び上司の複数で行うことにより再発の防止に努める。

(4) 時間外勤務手当の追給・返納について

ア 措置の内容

勤務実績報告の報告誤り及び報告漏れにより、支給額に誤りのある時間外勤務手当について、平成 25 年 2 月 28 日までに追給及び返納の措置を行った。

イ 原因及び再発防止策の内容

実績報告作成時の入力誤りが原因である。今後は、勤務命令表と報告書の確認を本人、庶務担当者及び上司の複数で行うことにより再発の防止に努める。

24 盛教生第 84 号

平成 25 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 1 月 29 日付け 24 盛監第 97 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 生涯学習課）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 2 件見られた。

2 措置の状況

（1）措置の内容

公印取扱規程の遵守を徹底するよう、職員全員に周知するとともに、公印管理者等にも押印書類の確認徹底を要請した。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

複数の原議をまとめて公印使用承認を受ける際に、全ての原議について使用承認を得たものと誤認したことが原因である。

今後は、公印使用承認を得たことの確認を担当者及び公印管理者等双方で徹底することとし、再発防止に努める。

24 盛教上公第 52 号

平成 25 年 3 月 13 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

教育長 千葉 仁一

定期監査の結果に基づく改善措置の状況について

平成 25 年 1 月 29 日付け 24 盛監第 97 号で提出のありました定期監査の結果の報告における指摘事項について、次のとおり改善措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により報告します。

記

1 指摘事項（課名等 上田公民館）

- (1) 行政財産使用料の減免に当たり、理由無く共済基金分担金相当額を全額免除している事例が 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正ではないものが 7 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置状況

(1) 行政財産使用料の減免について

ア 措置の内容

盛岡市行政財産使用料条例（昭和 40 年条例第 9 号）に基づき、共済基金分担金相当額を計算し、追徴した。平成 25 年 3 月 4 日の納付を確認した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

行政財産使用料について、条例を確認しないまま、誤った前年算式を踏襲したことが原因である。

今後は、条例に基づき適正な使用料を算定し、徴収することにより再発防止に努める。

(2) 公印の使用について

ア 措置の内容

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

公印取扱規程の遵守を徹底するよう、職員全員に周知するとともに、公印管理者等にも確認の徹底を要請した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

複数の原議をまとめて公印使用承認を受ける際に、全ての原議について使用承認を得たものと誤認したことが原因である。

今後は、公印使用承認を得たことの確認を担当者及び公印管理者等双方で徹底することとし、再発防止に努める。

(3) 文書の施行及び発送について

ア 措置の内容

公印の使用については、教育機関文書規程に基づき、適正な事務の執行を行うよう決裁権者及び職員を指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

教育機関文書規程の理解が不十分であったことから、文書規程についての研修を行なうとともに、決裁に際しては、適正に処理されているかを決裁権者及び上司の複数でチェックし、再発防止に努めることとした。